標準文書保存期間基準(第三管区海上保安本部羽田特殊救難基地)

令和4年4月20日 現在

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
個人	又は法人の権利義務の	の得喪及びその経緯				
1	喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案・理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	・録取書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書			
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		
	者とする訴訟の損	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	10年	廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ
		経緯	②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証		の後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
2	法人の権利義務の得 喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	· 審査案 · 理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	
		(2)不利益処分に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄

	事	項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置	
				①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	·不服申立書 ·録取書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、 以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等	
				②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	・弁明書 ・反論書 ・意見書	10年 訴訟が終結す る日に係る特	に大きな影響を与えた事件に関するもの	
				③裁決書又は決定書	・裁決・決定書			
			者とする訴訟の提起その	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する	・訴状 ・期日呼出状 - 安布妻		「廃棄、ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
			経緯	文書	る ・ 合升書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証			
				③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書			
その	その他の事項							
3	通達の制 及びその		訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から2の項まで	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄	
			(1の頃から2の頃まで に掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時 の措置
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に 保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	以下について移管・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳 簿	・受付簿	5年	
			簿 ③決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿	20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。)	・移管・廃棄簿	#については 30年)	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファ イル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年	
5	契約に関する事項		契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄
保多	- ₹基地の所掌に係る事	· 務				
6		基地長の官印及び基地印 の管理に関すること。	基地長の官印及び基地印の管理に関す る文書	· 公印押印簿	30年	廃棄
7	公文書類の受付、発 送及び審査に関する 事項		公文書類の受付、発送及び審査に関す る文書	・文書管理 ・行政文書監査	5年	廃棄
8			基地の所掌事務に関する総合調整に関する文書	・通達、例規	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	
9	広報に関する事項	広報に関すること	広報に関する文書	· 広報掲載立案文書 · 広報掲載依頼文書 · 広報資料	5年	廃棄 以下について移管 ・事件、事故、災 害にかかる広報資 料
10	庁内の管理に関する 事項	庁内の管理に関すること	庁内の管理に関する文書	・庁内の管理に関すること	5年	廃棄
11	表彰に関する事項	表彰に関すること	表彰に関する文書	・表彰規則	10年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時 の措置
12		の人事並びに教養及び訓	職員の給与、服務その他の人事並びに 教養及び訓練に関する文書	・年末調整(扶養控除申告書) ・給与法、人事院規則、給実甲改正	5年	廃棄
13	職員の衛生、医療そ の他の福利厚生に関 する事項	職員の衛生、医療その他 の福利厚生に関すること	職員の衛生、医療その他の福利厚生に 関する文書	・健診・予防接種関係 ・一般健診・人間ドック申請・結果	5年	廃棄
14	海上保安官に協力援 助した者等の災害給 付に関する事項	海上保安官に協力援助し た者等の災害給付に関す ること	海上保安官に協力援助した者等の災害 給付に関する文書	·協力援助法関係規則	10年	廃棄
15		職員に貸与する宿舎に関すること	職員に貸与する宿舎に関する文書	· 国有財産関連規則 · 宿舎明渡猶予関係	5年	廃棄
16		海上保安協会支部の指導、監督に関すること	海上保安協会支部の指導、監督に関す る文書	・海上保安協会関連規則	5年	廃棄
17	官用車の保守管理に 関する事項	官用車の保守管理に関すること	官用車の保守管理に関する文書	・官用車保守管理	5年	廃棄
18	留置場に関する事項	留置場に関すること	留置場に関する文書	· 留置業務 · 取調監査	5年	廃棄
19		歳入歳出外現金出納官吏 の事務に関すること	歳入歳出外現金出納官吏の事務に関する文書	·保管金受領証書 ·担保金領収報告書	5年	廃棄
20	国有財産の事務に関 する事項	国有財産の事務に関すること	国有財産の事務に関する文書	・国有財産管理台帳 ・国有財産関係船舶国籍証書の検認	30年	廃棄
21		海上における法令の違反 の防止に関すること	海上における法令の違反の防止に関する文書	・捜査に関する例規	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
22			海上における犯罪の鑑識及び統計に関 する文書	· 検定関連 · 例規	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
23	捜査及びこれに係る 犯人又は被疑者の逮 捕並びに犯人又は被	及びこれに係る犯人又は	海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する文書	・捜査に関する例規	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
24	び財産の保護並びに		海上における人命及び財産の保護並び に公共の秩序の維持に関する文書		10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
25	国際捜査共助に関す る事項	国際捜査共助に関すること	国際捜査共助に関する文書	・国際捜査共助共助規則	10年	廃棄
26	災害の防止に関する 法律第2章、第2章の 2、第3章、第4章、 第4章の2及び第7章 の規定に基づく承	の防止に関する法律第2 章、第2章の2、第3章、 第4章、第4章の2及び第7 章の規定に基づく承認、 登録、確認、届出の受理 及び報告の徴集に関する	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第2章、第2章の2、第3章、第4章、第4章の2及び第7章の規定に基づく承認、登録、確認、届出の受理及び報告の徴集に関する文書	・海洋汚染対策・廃棄物排出船の登録申請	30年	廃棄
27	災害の防止のための	の防止のための措置に関 する実施の計画に関する	海洋汚染等及び海上災害の防止のため の措置に関する実施の計画に関する文 書	防除措置命令	3年	廃棄
28		の防止のための措置の実	海洋の汚染及び海上災害の防止のため の措置の実施に関する文書	・防除措置の実施の要請	5年	廃棄
29	海洋の汚染状況の監 視及び調査に関する 事項		海洋の汚染状況の監視及び調査に関す る文書		10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
30	関する地方公共団	る地方公共団体、その他 の関係機関との連絡に関	海上の汚染の防止に関する地方公共団体、その他の関係機関との連絡に関する文書	· 業務協定 · 排出油等災害対策協議会	10年	廃棄
31	立入検査に関する事 項	立入検査に関すること	立入検査に関する文書	· 立入検査等実施規則	10年	廃棄
32		収集、整理及び通報に関	警備救難業務に係る情報収集、整理及 び通報に関する文書	・例規	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
33	海上における警衛及 び警護に関する事項		海上における警衛及び警護に関する文 書	・警衛実施	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
34			海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関 する文書	・制圧班・制圧訓練	10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年)	廃棄
35	沿岸水域における巡 視警戒に関する事項		沿岸水域における巡視警戒に関する文 書	・業務協定、覚書	30年	廃棄
	荷及び船舶の救助並 びに天災事変その他 救済を必要とする場 合における援助に関 する事項	び船舶の救助並びに天災 事変その他救済を必要と する場合における援助に 関すること	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する文書	· 業務協定	10年	廃棄
37	用する武器、火器、 火薬、爆薬、火工品	る武器、火器、火薬、爆 薬、火エ品及び付属品の 整備計画、取扱いに関す	警備救難の業務に使用する武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の整備計画、取扱いに関する文書	・火工品の整備計画(救難業務にかかるもの) ・武器・弾薬関連 ・火工品の整備計画	3年 10年 (例規の立案 等、主管する ものは30年)	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時 の措置
38	に漂流物及び沈没品		遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没 品の処理に関する制度に関する文書	・法令	10年	廃棄
39	で海上において人	上において人命、積荷及 び船舶の救助を行うもの	海上保安庁以外の者で海上において人 命、積荷及び船舶の救助を行うものの 監督に関する文書	·協力依頼 ·表彰事務	5年	廃棄
40	航法及び船舶交通に 関する信号に関する 事項		航法及び船舶交通に関する信号に関す る文書	・航行援助業務に関する文書	5年	廃棄
41	施設の保守及び運用	基地の使用する通信施設 の保守及び運用に関する こと	基地の使用する通信施設の保守及び運 用に関する文書	・無線局に関する通知、報告	10年	廃棄
42		船舶交通の障害の除去に 関すること	船舶交通の障害の除去に関する文書	・許可標識業務に関する通知、報告	5年	廃棄
43		びに海難救助等に関する	海難防止及び海難調査並びに海難救助 等に関する統計に関する文書	・海難防止に関する通知、報告 ・海上安全指導員に関する通知、報告	3年	廃棄
44	港則に関する事項	港則に関すること	港則に関する文書	・港則法に関する通知、報告 ・港則法に関する市町村等との協議	5年	廃棄
	規定に基づく港長の	港則法第37条の3の規定 に基づく港長の職権に関 すること。	港則法第37条の3の規定に基づく港長の 職権に関する文書	・保安部長公示	10年	廃棄
46	港長の印の保管に関 する事項	港長の印の保管に関する こと	港長の印の保管に関する文書	• 港長業務実施要領	10年	廃棄
	項	死亡認定に関すること		・死亡認定に関する文書	30年	廃棄
48	その他の関係行政庁	他の関係行政庁との間に おける協力、共助及び連	警察、税関、検疫所その他の関係行政 庁との間における協力、共助及び連絡 に関する文書	· 覚書 · 業務協定	30年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
49	めに必要な事項の通	船舶交通の安全のために 必要な事項の通報に関す ること。	船舶交通の安全のために必要な事項の 通報に関する文書	· 各港関連協議	3年	廃棄
50	害の防止に関する法律第42条の7の規定 による命令及び同法	防止に関する法律第42条 の7の規定による命令及 び同法第42条の8の規定 による処分に関するこ	海洋汚染及び海上災害の防止に関する 法律第42条の7の規定による命令及び同 法第42条の8の規定による処分に関する 文書		10年	廃棄
51		警備救難の業務に使用する船舶の運用に関すること。	警備救難の業務に使用する船舶の運用 に関する文書	・巡視船艇運用計画・巡視船艇及び航空機運用の基本方針・巡視船艇及び航空機運用の基本指針等例規	5年	廃棄
52	外国による日本船舶 のだ捕に関する事項		外国による日本船舶のだ捕に関する文 書	・覚書 ・業務協定	30年	廃棄
53	救難業務に関する事 項	潜水作業の業務に関すること。	潜水業務作業の計画及び活動に関する 記録	・高気圧作業安全衛生規則第二十の二による	5年	廃棄
54	救難業務に関する事 項	潜水作業の業務に関すること	潜水ボンベの管理・充填に関する記録	・一般高圧ガス保安規則第95条による	10年	廃棄
55	救難業務に関する事 項	救急救命士の業務に関す るすること	救急救命士が行う救急活動に関する記録	・救急救命士法第46条による	5年	廃棄
	項	訓練並びに教育及び指導 に関すること		·海上保安庁自給気潜水業務実施規則関係 ·特殊救難隊業務規則関係 ·海上保安庁救急救命士業務規則関係 ·航空機緊急脫出訓練関係	5年	廃棄
57		訓練並びに教育及び指導 に関すること	②教育及び指導に関する文書	・海上保安庁メディカルコントロール協議会関係	5年	廃棄
58		特殊救難隊業務に関する こと。 (ただし、前項41及び43を 除く)	特殊救難業務の実施状況にかかる報告	・特殊救難隊業務規則第9条による業務復命書	5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
59 所掌事務に関する	▼ 全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなで作成した大主 ⑥意思決定の決定に与える影響がない ものとして、長期間の保存を要しない と判断される文書		1年未満	廃棄